

[議会について]

○ 議会とは

地方公共団体に置かれる合議制の議事機関です。

日本国憲法において、地方公共団体には議事機関として議会を設置すること、また、議会の議員は、住民が直接選挙することを定めています。

○二元代表制

地方自治体では、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶという制度をとっています。これを二元代表制と言います。これに対して国では、直接選挙で選んだ議員で構成される議会が首相を指名し、その首相が内閣を組織する「議院内閣制」をとっています。

二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあります。それぞれが住民の信任を基盤として、対等の立場で相互に他を牽制しながら均衡を維持することによって公正な権限行使の実現を目指しています。

○議会の持つ権限

議会が、議事機関として法律上行うことを認められている権能の範囲のことをいい、大別すると次のとおりです。

1. 地方公共団体としての意思または議事機関としての意思を決定する**議決権**
2. 世論の焦点となっている事柄の調査（政治調査）、現に議題となっているまたは将来議題となるであろう基礎的事項の調査（議案調査）、重要な事務の執行状況の調査（事務調査）を内容とする**調査権**
3. 書類の**検閲権**や、報告を請求して行う**検査権**
4. 監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を求める**監査請求権**
5. 意見書の**提出権**
6. 正副議長や選挙管理委員会委員等を選挙する**選挙権**
7. 請願の受理
8. 報告の受理
9. 議員に対する懲罰
10. 会議規則の制定

○市議会の仕組み

伊東市議会では年4回開会する**定例会**、必要に応じて開会する**臨時会**において、市の予算や決算、条例などの審議を行っています。

議事の基本的な進め方は、当局提案の議案については、市長を初めとした市当局による議案の説明、これに対する議員の質疑、所管常任委員会への審査付託、委員会からの審査報告、審査報告に対する**質疑**、賛否の論拠等を述べる**討論**、採決という順序になります。

議員提案の議案については、提案議員の説明に続き同じ順序になります。

また、各定例会においては市の行政一般に関する**一般質問**を行うほか、3月、9月定例会においては各会派の代表者による**予算・決算大綱質疑**を行っています。

○ 定例会

伊東市議会では、3月、6月、9月、12月の年4回の定例会を開催しています。

○ 臨時会

市長において必要がある場合にその事案に限り招集されるほか、議員定数の4分の1以上（伊東市議会では5人以上）の議員から請求があった場合や、議長から請求があった場合（議会運営委員会の議決が必要）に、市長により招集されます。

○ 質 疑

現に議題となっている案件について、提案説明の中で不明確な点について、提案者に質すものです。

伊東市議会では、本会議での質疑の回数を会議規則で定めており、同一議題について議員1人4回までとしています。

なお、委員会では、質疑の回数制限はないため、より詳細で専門的な審査ができるようになっています。

○ 討 論

議題となっている案件に対して、議員が自己の賛否の論拠等を表明し、意見を同調させることです。

○ 一般質問

市政全般に関して、行政側に現状や見通しを聞くことです。年4回の定例会で行うことができます。議員1人当たりの質問時間は市当局の答弁時間を含めて50分以内とし、関連質問は行わないこととしています。また、人数制限はありません。

○ 予算・決算大綱質疑

予算、決算に係る議案に対するものとし、会派及び会派に所属していない議員により3月及び9月定例会において行います。

質疑時間は、議員1人当たり20分の持ち時間を基本として、議会運営委員会において決定します。

○ 常任委員会

伊東市議会では3つの常任委員会を設置しており、本会議から付託された議案や請願、陳情などについて、きめ細かい審査を行っています。

常任委員会の活動は原則として議会開会中に限られますが、継続審査の申し出、所管事務調査の申し出を行うことにより、議会閉会中においても委員会を開催したり、行政視察を行うなどの活動を行うことができます。

委員会名	定数	所管事項
総務	8人	企画部、危機管理部、総務部、市民部の所管に属する事項、他の委員会の所管に属さない事項
観光建設	6人	観光経済部、農業委員会、建設部、上下水道部の所管に属する事項
福祉文教	6人	健康福祉部、教育委員会の所管に属する事項

※ 議長が委員として選任されていますが、議長の職務に専念するため、就任と同時に常任委員としての活動を辞退することになっています。

○ 議会運営委員会

伊東市議会では、任意の設置であった議会運営委員会を平成7年9月に法制化し、正規の委員会としました。

委員の定数は6人で、原則として交渉団体（3人以上の議員で構成する会派）から3人に1人の割合で選任します。

なお、この場合において定数に達しないときは、所属議員2人の会派からも委員を選任できることとし、所属議員2人の会派が複数あるときは、当該会派による協議により選任することとしています。

委員会では、委員の互選により委員長及び副委員長を選出し、委員会の運営に当たっています。

また、議長は会議に出席し発言することができ、交渉団体に属さない議員はオブザーバーとして出席し、委員長の許可を得て発言することができるようになっています。

委員会で協議する事項は、定例会、臨時会の会期及び議案審議予定に関する事、議員提出議案、請願書、陳情書、動議の取扱いに関する事、議会関係人事案件に関する事、議会関係例規の制定、改廃に関する事、各種の儀礼に関する事、議会図書室に関する事、議長の諮問に関する事、その他議会運営に関する事です。

○ 特別委員会

委員会名	定数	付議事項
土地取得に係る監視機能強化 特別委員会 (H30.6.28設置)	9人	土地取得の状況調査及び制度改正についての調査・研究

○ その他の会議

伊東市議会には、ほかに下記の会議があります。

会議名	会議の内容
全員協議会	議決事件以外の重要項目について、市長の要請等により開会し、市当局からの報告に対し質疑を行います。当局の報告・説明を了承するなどの決定行為は行っておらず、当局に対する意見・要望の取りまとめ等も行っておりません。
常任委員会協議会 (総務) (観光建設) (福祉文教)	各常任委員会において、昭和59年5月から、市政の円滑な推進を図るとともに議員の活動の一助とするため、常任委員会協議会を設置しています。 会議は委員長が必要と認めるとき（原則として定例会月は除く。）に招集し、市当局からの報告事項に対する質疑などを行っていますが、委員会協議会全体として、当局の報告・説明を了承するなどの決定行為は行っておらず、委員の質問について当局に対する意見・要望の取りまとめ等も行っておりません。また、協議会においては、報告事項以外の件目について委員1人1問に限り質問をすることができ、必要がある場合には現地視察を行うこともできます。
議会報編集委員会	各会派から選出した委員をもって構成し、市議会だよりの編集などを行っています。

○ 請 願

請願とは、国民に認められた憲法上（第16条）の権利の一つで、国または地方公共団体の機関に対して意見や希望を述べることを言い、その手続等は請願法によります。

また、地方議会に対する請願は、地方自治法及び各議会の会議規則に規定がされており、提出には紹介議員を必要とします。

提出された請願は、所管常任委員会に審査を付託し、その審査の結果を本会議に報告し、議会としての採択、不採択の決定をします。

採択した請願は、市長その他の執行機関に送付するに当たって、議会から処理の経過及び結果の報告を請求することができ、議会、執行機関双方に実現への努力が要請されます。

○ 陳 情

陳情とは、請願と同じような性格を持ったもので、様式も請願書に準じるものですが、紹介議員を必要としないという違いがあり、また、請願ほど明確な法律上の規定がないため、各議会において取り扱いが異なる場合があります。

伊東市議会に提出された陳情は、持参によるものは議会運営委員会での協議によって、請願に準じた取り扱いをするか、議員に参考配付とするか決定し、郵送によるものは基本的には参考配付とすることとしています。

ただし、持参による「意見書提出を求める陳情」につきましては、提出期限を定例会告示日の前日の午前10時までとし、これに間に合わないものは、次回定例会において審議いたします。定例会告示日翌日の議会運営委員会に提案後、趣旨に賛同できないものや提出者において字句等の変更が認められないものは、全議員に参考配付とします。これ以外は、本会議最終日前日の議会運営委員会において、協議・調整し、最終本会議に議案として上程するかしないかを決定いたします。

○ 決 議

市民生活に直接かかわる緊急、重大な事項に関し、議会の意思を対外的に表明するために行う議決のことをいいます。

伊東市議会において、最近の例では、平成29年6月定例会において「伊豆高原メガソーラーパーク発電所（仮称）建設計画等伊東市における太陽光発電所建設に伴う開発行為に対する反対決議」を、平成23年3月定例会において「東北関東大震災災害復旧、復興に対する支援決議」を、平成20年3月定例会において「伊東市議会の品位の保持に関する決議」を、平成18年12月定例会において「飲酒運転の撲滅に関する決議」を、平成17年6月定例会において「高齢者の交通事故防止に関する決議」を、それぞれ議決しています。

○ 意 見 書

地方自治法第99条において、地方公共団体の公益にかかわる事柄に関して、議会の議決に基づき、議会としての意見や希望を意見書として内閣総理大臣、国会、関係行政庁に提出できることとされています。

伊東市議会では、各定例会に会派単位で意見書案を提案し、議会運営委員会での協議により、議員発議で提案し、採択します。

また、市民等から意見書提出を求める請願が提出されることもあります。これについては請願の例により取り扱い、採択された場合は、議員発議で意見書を提案し、採択することになります。(なお、意見書提出を求める陳情につきましては、前記の陳情の例によります。)

意見書には法的拘束力はありませんが、住民代表である議会の総意として尊重されます。

※請願、陳情を伊東市議会に提出する際には、あらかじめ議会事務局にご相談いただければ、詳細な説明をさせていただきます。